

## 令和8年度事業計画書

### I. 基本方針

「令和7年版高齢社会白書」によりますと、我が国の総人口は令和6年10月1日現在、1億2,380万人となっており、65歳以上の人口は3,624万人、高齢化率は29.3%に達し、また、愛媛県においての高齢化率は34.5%に達し、3人に1人以上が高齢者という本格的な高齢社会を迎えています。

また、令和6年の労働力人口6,957万人のうち、65歳～69歳の者は400万人、70歳以上の者は546万人であり、労働力人口総数に対する65歳以上の者の割合は13.6%を占め、65歳以上の就業者及び就業率は、21年連続上昇傾向にあります。

こうした中、シルバー人材センターでは会員拡大に向け、令和7年度からの新たな指針として、「新たな仲間づくり計画～10万人の増加を目指して！～」をスタートさせました。シルバー人材センターの発展のためには、女性、ホワイトカラー層、専門的な経験・知識を有する方など多様な高齢人材を取り込む必要があります。しかしながら、シルバー人材センターの一番の課題である会員確保の面では難しくなっております。会員登録年齢も上がり、会員拡大に大きな影響をもたらしています。会員の高齢化が進む中であって、より長く無理なく働くことができる就業の確保や環境整備も求められております。

また、会員がいつまでも元気で活躍するためには安全就業の確保が何より重要です。「安心・安全なシルバー事業の確立」を図ることは、シルバー事業遂行の根幹をなすものであります。引き続き組織を挙げて安全対策のより一層の推進を図り、重篤事故、賠償事故等の撲滅を目指したいと考えております。

さらに、健康維持は、高齢者にとって大きな関心事項です。ここ数年の調査により、シルバーにおける就業がフレイルの抑制に一定の効果がある可能性が示され、シルバーで就労するメリットや魅力が、改めて再確認される結果となりました。

今後も、シルバー人材センターにとって大変厳しい状況が続くと予想されますが、シルバー人材センターの未来は、いかに地域及び地域の高齢者に必要とされるかにかかっていると思います。いま一度、「自主・自立」「共働・共助」の理念に立ち返って、高齢者の生きがいと地域のニーズの架け橋となるセンターの社会的役割の重要性を改めて認識し、令和8年度においても会員拡大を核に捉えて、会員、役職員、組織が一丸となって、積極的な事業を展開したいと考えております。

以上のような基本方針を軸に、以下を重点課題として、事業の特性を生かした個性的な運営を展開したいと考えております。

第一に、高齢者に対する雇用によらない就業機会の確保及び提供事業

第二に、雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業

第三に、高齢者に対し就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

第四に、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

第五に、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

## II. 主要施策の実施計画

### 1 高齢者に対する雇用によらない就業機会の確保及び提供事業

社会参加の意欲のある高齢者のために地域に密着しながら、その希望、知識及び経験に応じた就業の活動機会を確保し、提供するため地域ニーズにマッチした仕事を、家庭、企業、地方公共団体から有償で引き受け、これを高齢者に対して、請負又は委任という形式で提供する。

### 2 雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業

#### (1) 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、当該業務への従事を希望する一般高齢者や会員に職業を紹介する。

なお、県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）」第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同事業を週 40 時間までとする。

#### (2) 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲において、あらかじめ登録した会員のうち、派遣を希望する会員を対象に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき就業を提供する。

なお、県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）」第 39 条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同事業を週 40 時間までとする。

### 3 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業

#### (1) 技能開発講習会

地域に高齢者の就業にふさわしい仕事が存在していても、それを行うために必要な経験や能力等が高齢者に不足している場合には、実際の就業には結びつかない。このため、就業意欲のある高齢者を対象とした各種講習会等を開催し、就業に必要な技能や知識を付与し実際の就業に結び付け、より広い分野での就業の機会の確保・提供に繋げ高齢者の生きがいの充実と福祉の向上、ひいては活力ある地域社会づくりに寄与する。

### 4 就業を通じて高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業

#### (1) 社会参加活動事業

ボランティアを希望する高齢者を対象に、社会参加の一環として、公共施設の清掃・除草・剪定等を実施し、地域社会の活性化や環境美化に寄与する。

#### (2) 相談・情報提供事業

地域における働く意欲のある高齢者のために就業、職業能力開発、ボランティア活動等に係る相談・情報提供に務める。

5 高齢者の多様な就業の機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業の推進

(1) 就業開拓事業

就業開拓専門員を配置し、地域の家庭、事業所、地方公共団体等を訪問・面談し、高齢者にふさわしい仕事を積極的に開拓するとともに、高齢者の職業能力や経験を活かせる就業の開拓を行う。

(2) 調査研修事業

シルバー人材センターの活動実績を集計・分析し、就業機会の開拓等に関する課題の抽出や対応策の検討を行い、地域社会のニーズにマッチした事業展開を図るために、発注者満足度調査、高齢者の就業に対する意識変化や就業の実態に関する調査、会員の意識調査や健康づくりの推進に関する調査等を行う。

(3) 安全・適正就業推進事業

高齢者が自らの安全の確保と健康の維持を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の徹底と健康管理のため、啓発活動などを行う。

具体的には、安全・適正就業推進委員会を設置し、安全就業パトロール指導員を配置し、安全就業研修会や交通安全講習などを実施する。また高齢者の健康管理のため、健康診断の受診を奨励する。

(4) 普及啓発事業

シルバー人材センターの事業への信頼と理解が得られるよう、発注者となる一般市民や事業所等及び会員となりうる高齢者に対し、基本的理念や事業の仕組みを周知する。

具体的には、市の広報、公民館便りへの掲載、ポスターの掲示及びチラシの配布や、ホームページの開設、センターボランティア活動の報道依頼を行う。

(5) 助成金を利用した事業

市内企業の高年齢者の求人を開拓するため、就業開拓員を配置し、スーパー等の民間企業を訪問し、就業機会の拡大を図り、地域の高齢者（新規会員）の就業に結び付ける。

Ⅲ. 事業取り組み目標

会 員 数	700人		
契 約 種 別	請負・委任契約	三者契約	労働者派遣契約
契 約 金 額	230,000千円	120,000千円	63,000千円
就 業 延 人 員	52,000人日		10,000人日